

カルテ閲覧について

・カルテ閲覧は、以下の場合に許可される。

- ①診療業務または医事業務に利用する場合
- ②医学研究または医学教育に利用する場合
- ③診断書または証明書の発行に利用する場合
- ④病院経営または診療統計上必要な資料作成に利用する場合
- ⑤公的機関からの依頼または照会があった場合
- ⑥その他院長等が必要と認めた場合

上記に該当しない場合は、「不正閲覧」とみなす。

但し、当該患者が当院職員の場合、その健康管理のため、管理者がカルテ閲覧することは許可される。